

東社協 福祉施設経営相談室だよりNo.53 平成18年11月2日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp

(社福) 響会提訴に東京地裁却下判決

—却下にもかかわらず訴訟費用は折半—

平成16年頃より都内社会福祉施設の「職員用諸設備」に対し、従来は非課税であった固定資産税を課税する動きが生じてきました。東社協福祉施設経営相談室だよりNo.51にて既報のとおり、大田都税事務所から85万円余の固定資産税賦課処分を受けた社会福祉法人響会（東京都大田区）は、課税処分の取消しを求め、都知事あて平成17年9月30日審査請求をしましたが、棄却されましたので、平成18年5月29日、東京都を被告として賦課処分の取消を求めて東京地裁に提訴しました。

その訴訟の継続中に10月31日の判決日を前に、大田都税事務所固定資産税課長名により、平成18年8月31日付で「職員用諸設備」に対する課税決定を取り消し、修正後税額を0円とする旨の更正決定がありました。これにより、そもそも課税処分の取消しを求める訴えの利益が消滅したことから東京地裁は却下の判決を下しましたが、通常の却下判決であれば訴訟費用は全額原告である響会の負担とするところを、訴訟費用を原告である響会と被告である都の折半としました。

通常は、却下となった場合には、民事訴訟法第61条により訴訟費用は原告負担であるところ、今回の判決では民事訴訟法第62条（裁判所は事情により勝訴の当事者に訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる）を適用して「訴訟の経過にかんがみ、被告に訴訟費用の2分の1を負担させる」としました。判決でその理由は具体的には述べられませんでしたが、原告の請求に理由があり、提訴後に請求の根拠となつた処分が取消された場合などに同条が適用されることから、今回の判決は原告の請求に配慮した判決といえます。今回の判決からみて、大田都税事務所と同じく「職員用諸設備」に対する課税決定をしている他の都税事務所においても、課税している社会福祉法人への課税処分の取消を行うことが、妥当ではないかと思われます。

また、現在は施設開設年に固定資産税が減免される施設は保育所及び老人福祉施設等に限定されていますが、その対象を障害者自立支援法に基づく施設・事業にも拡大するよう、東社協として東京都に要望しており、その早期な実現が望まれます。

相談室だよりNo.53、判決全文は東社協H・P（初期画面⇒事業案内⇒経営相談事業）に掲載していますので、是非ご覧ください。なお、上記本文は本会福祉広報11月号に掲載しています。